

(平成21年11月26日)

件名	山梨学院大学・山梨学院短期大学との「健康・栄養・食育」に関する連携協定の締結について
経緯	<p>○ 昨年7月、学校法人山梨学院から、山梨学院大学への新学部設置など、健康・栄養・食育に関する高等教育分野で新たな展開をするに当たり、県との連携について提案があった。</p> <p>○ 県と同法人との連携は、県にとっては健康長寿日本一の維持をはじめ、県民の健康を保持増進する観点から、また、両大学にとっても県との連携を通じて社会貢献ができるとともに、教育研究を充実させる機会が増えることから、相互にメリットがある。</p> <p>○ このため、協定締結に向けて準備を進めてきたが、今般、H22年4月新学部開設に向け学部設置の認可が得られた等のため、協定締結の環境が整った。</p>
内容	<p>1 協定の締結 別添協定書により、山梨学院大学・山梨学院短期大学と「健康・栄養・食育」に関する連携協定を締結する。</p> <p>2 協定の目的 県・山梨学院大学・山梨学院短期大学が、健康及び栄養教育の推進並びに食育の推進に関する事項について連携協力し、いきいきと暮らせる社会の実現とともに地域振興を図ることを目的とする。</p> <p>3 連携内容 ① 健康及び栄養教育の推進に関すること。 ② 食育の推進に関すること。 ③ その他、上記2の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>4 協定締結の方法 横内知事、古屋山梨学院大学長及び三神山梨学院短期大学長により、報道関係者臨席のもと、次により締結式を挙げる。 日時：平成21年11月26日（木）午後5時～ 場所：特別会議室</p> <p>5 その他 協定の条項に基づき、12月中旬に県の関係部局長と山梨学院の学長等をメンバーとする協議会を設置し、協議会において連携事業の内容を検討していく。 関係部局：福祉保健部、森林環境部、商工労働部、観光部、農政部、県民室、教育委員会</p>

【問い合わせ先】

福祉保健部健康増進課

健康づくり担当 大堀、小俣 (内) 3501

山梨県・山梨学院大学・山梨学院短期大学の
「健康・栄養・食育」に関する連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）並びに学校法人山梨学院 山梨学院大学（以下「乙」という。）及び同山梨学院短期大学（以下「丙」という。）は、相互に連携を強化し、地域の振興に寄与するとともにそれぞれの発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が健康及び栄養教育並びに食育の推進に関する事項について連携協力し、いきいきと豊かに暮らせる社会の実現とともに地域振興を図ることを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- 一 健康及び栄養教育の推進に関すること。
- 二 食育の推進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（山梨県・山梨学院大学・山梨学院短期大学連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる事項の内容を検討し、及び円滑な推進を図るため、甲の福祉保健部長、乙の学長、丙の学長等により構成する山梨県・山梨学院大学・山梨学院短期大学連携推進協議会（以下次項において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議し別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動及び施策に関し、他の当事者から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、他の当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、その有効期間は協定締結の日から3年後の日が属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定は、その有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから書面による特段の申し出がない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年11月26日

甲：甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙：甲府市酒折二丁目4番5号
学校法人 山梨学院
山梨学院大学
学長

丙：甲府市酒折二丁目4番5号
学校法人 山梨学院
山梨学院短期大学
学長